

令和元年9月11日

社会福祉法人^{思師}大阪府済生会
介護老人保健施設ライフポート茨木
施設長 西 重生

介護浴槽更新に伴う業者選定プロポーザルの実施について

介護浴槽更新に伴う業者選定をプロポーザル方式にて実施します。
参加を希望される方は下記要領にて申込書類等を提出してください。

1. 対象業務

- ① 業務名 介護浴槽更新業務
- ② 入札番号 令1業第0001号
- ③ 場所 大阪府済生会介護老人保健施設ライフポート茨木
(茨木市見付山2-1-39)
- ④ 調達内容
 - i) 購入機器
 - ・酒井医療機器株式会社 ライナーリフト LL-400R/L 2台
入浴用車椅子 4台
 - ないし
 - ・オージー技研株式会社 クルフト RA-580 1台
車椅子介護浴槽 HK-8100J-S1 1台
入浴用車椅子 4台
 - ないし
 - ・施設が認めた同等以上の機器
 - ii) 上記機器を設置するための浴室改修工事・運送費・取付費・撤去廃棄費等
 - iii) 介護福祉機器助成コース申請に伴う指導及び協力
- ⑤ 更新期間 令和元年11月1日から令和2年1月31日まで

2. 競争入札参加資格

- ① 平成27年度以降に大阪府内ないし全国済生会において、介護浴槽工事に係る契約の履行実績があること
- ② 次のいずれにも該当しないこと
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
 - イ. 暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者
 - ウ. 次の各号に該当する事実があった後2年を経過していない者
(これは代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ)
 - ・公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ・交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
 - ・監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を

妨げた者

- ・ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ・ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- ・ 前各号に類する行為を行った者

3. 選定方法

- ① 書類審査
- ② プレゼンテーション
- ③ 介護浴槽更新業務 受託者選定審査表に基づき、書類およびプレゼンテーションの内容を総合して採点します。点数の高い順に交渉権を得るものとし、仕様の詳細を協議した上、決定に至れば受託者として選定します。

4. 参加申込み方法

- ① 必要書類（鉛筆書き不可）
 - ア. プロポーザル方式参加資格審査申請書（1部／指定様式）
 - イ. 会社案内・概要書（1部／様式自由）
 - ウ. 参加資格 2、①を証明するもの（1部／様式自由）
- ② 提出方法：郵送または持参
※郵送は簡易書留など当院が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。郵便事故などにより申込書類が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- ③ 郵送宛先：〒567-0035 大阪府茨木市見付山2-1-39
社会福祉法人^{恩賜}財団大阪府済生会介護老人保健施設ライフポート茨木 事務部 宛
持参時提出先：1階 事務所受付（月～金 9：00～17：00）
- ④ 提出期限
令和元年9月11日（水）～ 令和元年10月1日（火）
※期間以外に到達したものは受理しません。

5. プレゼンテーション

- ① 書類審査の結果（プロポーザル方式参加資格審査申請書）及びプレゼンテーション日時を10月4日（金）中に連絡する。
- ② 実施日：令和元年10月8日（火）
- ③ 時間／場所：14時～ 1階 大会議室
- ④ 内容：調達仕様及び受託者選定審査表の内容および見積価格を盛り込むこと。（発表20分、質疑応答15分）

6. 提示資料

- ① プロポーザル方式参加資格審査申請書
- ② 介護浴槽更新業務 受託者選定審査票
- ③ 質疑書

連絡先 大阪府済生会介護老人保健施設ライフポート茨木
担当者 福井 義之
TEL：072-622-0062 FAX：072-622-0869
e-mail：y.fukui@ibaraki.saiseikai.or.jp

7. 質疑応答

① 提出方法

提出先 大阪府済生会介護老人保健施設ライフポート茨木

担当者 福井 義之

連絡先 FAX：072-622-0869

e-mail y.fukui@ibaraki.saiseikai.or.jp

② 提出期限 令和元年10月2日(水)必着

③ 提出仕様 質問のある場合は質疑応答書式に記入し、電子メール又はFAXで提出すること。

*電子メール(FAX)送信後必ず電話で着信確認すること

④ 回答方法

回答日時 : 提出後、2日以内

回答手段 : 申請者全てに電子メールにて回答します

8. 受託予定者の決定

- ① 受託者を10月15日までに決定しその旨を当該者に通知すると共に、契約手続きについて説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従ってください。

9. その他

- ① 申込書類等に不備がある場合には無効となる場合があります。
- ② 契約締結日から令和元年10月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、参加して下さい。
- ③ 提出書類等に虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、契約解除となります。
- ④ 申請者はプロポーザル実施後、この応募案内及び関係法令等の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

以上